

委第4号議案

富岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

別紙議案を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 茂原 正秀

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

提 案 理 由

議長及び副議長が公務により旅行した際に支給される日当について、職員の支給基準との均衡を考慮して、支給対象となる旅行を群馬県外への旅行から片道100キロメートル以上の旅行と改めるため、富岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいとするもの

富岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

富岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年富岡市条例第47号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>表 略</p> <p>備考 議長又は副議長がその職務として <u>片道100キロメートル以上の旅行をした</u> 場合には、この表の規定にかかわらず、 日当として1日につき1,500円を支給する。</p>	<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>表 略</p> <p>備考 議長又は副議長がその職務として <u>群馬県外に旅行した場合には、この表</u> の規定にかかわらず、日当として1日 につき1,500円を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。